

「現場ニーズに対応する新たな技術（シーズ）」に関する公募 募集要領

1. 公募の目的

本公募は、「i-Construction 推進コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）の規約等に基づき、現場において解決したい課題（以下「ニーズ」という。）に対して、その課題を解決できる新たな技術（以下「シーズ」という。）を募集するものである。

2. 公募技術

(1) 対象技術

国土交通省中国地方整備局（以下、整備局）管内の各事務所等より抽出されたニーズ（別紙－1）に対して、シーズに成り得る可能性のある技術とする。

(2) 応募技術の条件等

応募技術に関しては、以下の条件を満たすものとする。

- 1) 開発段階にあり、実用化されていない技術を対象とする。
- 2) 新技術情報提供システム（以下「NETIS」という。）に登録されていない技術であること。なお、以前登録されていた技術も対象外とする。
- 3) 選定された応募技術について、技術内容及び試験結果等を公表するので、これに対して問題が生じないこと。
- 4) 応募技術に係わる特許権等の権利について問題が生じないこと。
- 5) 応募技術を公共事業に活用する上で、関係法令に適合していること。
- 6) マッチングの可否についての選定等の過程において、選定等に係わる者（整備局）に対して、応募技術の内容を開示しても問題がないこと。
- 7) 「3. 応募資格等」を満足すること。

3. 応募資格等

(1) 応募者

1) 応募者は、以下の2つの条件を満足するものとする。

- ① 応募者自らが応募技術の開発を実施した「個人」、「民間企業」又は「大学・高等専門学校等」であること。
- ② 応募技術を基にした業務^{※1}を実施する上で必要な権利及び能力を有する「個人」、「民間企業」又は「大学・高等専門学校等」であること。

なお、行政機関^{※2}、特殊法人（株式会社を除く）及び公益法人等（以下「行政機関等」という。）については、新たな技術を率先して開発、活用又は普及する立場にあり、選定された技術を各地方整備局等の業務^{※1}で活用を図る場合の実施者（受注者）になり難いことから、自ら応募者とはなれないが、(2)の「共同開発者」として応募することができるものとする。

※1 現地試行及び報告書とりまとめ。

※2：「行政機関」とは、「大学・高等専門学校等」以外の国及び地方公共団体とそれらに付属する研究機関等全ての機関を指す。

- 2) 予算決算及び会計令第70条（一般競争に参加させることができない者）、第71条（一般競争に参加させないことができる者）の規定に該当しない者であること。並びに警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 共同開発者

申請する共同開発者は、応募技術の開発に関して参画された「個人」、「民間企業」、「大学・高等専門学校等」及び「行政機関」等とする。

4. 応募方法

(1) 資料の作成及び提出

応募資料は、別添「応募資料作成要領」に基づき作成し、電子媒体（CD-R）又は紙とし、郵送により提出するものとする。

(2) 提出（郵送）先

〒730-8530 広島県広島市中区上八丁堀6-30

国土交通省中国地方整備局 企画部技術管理課 ニーズ・シーズマッチング担当 宛

5. 公募期間

令和2年3月27日（金） ～ 令和2年5月29日（金）

※当日消印有効とする。

6. 技術の選定に関する事項

(1) 選定にあたっての前提条件

- 1) 公募技術、応募資格の条件等に適合していること。
- 2) 応募方法、応募書類及び記入方法に不備が無いこと。

7. マッチング

- 提案されたシーズについて、整備局に課題解決の手法やシーズの内容について必要に応じて説明を求める。
- マッチングの可能性があると判断された提案について、シーズ提供者と整備局による現場試行の範囲等の条件と最終的なマッチングの可能性の可否について確認・調整を行う。
なお、説明等の調整については、整備局において行う。

8. 応募結果の通知・公表について

マッチング終了後、シーズとして選定した技術については、下記のとおり選定結果等を通知する。

(1) 選定結果

応募者に対して選定されたか否かについては、窓口担当者に書面にて通知する。

申請する共同開発者には選定結果の通知は行わない。

(2) 選定結果の公表

選定された技術は整備局のWEBサイトで公表する。

(3) 選定通知の取り消し

選定の通知を受けた者が次のいずれかに該当することが判明した場合は、通知の全部又は一部を取り消すことがある。

- ・選定の通知を受けた者が、虚偽その他不正な手段により選定されたことが判明した場合。
- ・選定の通知を受けた者から取り消しの申請があった場合。
- ・その他、選定通知の取り消しが必要と認められた場合。

9. 現場試行

マッチング終了後、原則として整備局の指定した現場において調整した範囲で試行を実施する。試行結果は、試行結果報告書に整理して提出するものとする。

試行結果報告書の様式及び試行結果の提出期限は、別途通知する。

応募者は、現場試行に伴う機械、材料等その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

10. 費用負担

- (1) 応募資料の作成及び提出に要する費用、現場試行を実施する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 現場試行以外に、ニーズを解決するための試験・調査等に係る費用は、応募者の負担とする。
- (3) 国土交通省関係者が立会確認を行う場合、国土交通省の立会に要する費用は国土交通省で負担する。
- (4) 応募資料の作成及び提出、現場試行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）のために必要を生じた経費は、受注者が負担しなければならない。ただし、その損害が発注者の責に帰する事由による場合においては、その損害のために必要を生じた経費は、発注者が負担するものとし、その額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

11. その他

- (1) 応募された資料は、技術の選定及びマッチングの公表以外に無断で使用することはない。
- (2) 応募された資料は返却しない。
- (3) 選定の過程において、応募者には応募技術に関する追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (4) 募集内容に関する問い合わせに関しては以下のとおりとする。

1) 問い合わせ先

〒730-8530 広島県広島市中区上八丁堀6-30

国土交通省中国地方整備局 企画部技術管理課

ニーズ・シーズマッチング担当 宛

2) 期間：令和2年3月27日（金） ～ 令和2年5月29日（月）

3) 問合せ方法：TEL：082-221-9231（代表）

E-mail：gijyutsukanrika@cgr.mlit.go.jp

※土・日・休日を除く平日9：30～17：00までとする。

ただし12：00～13：00は除く